

# 1 総合振興計画と行政改革の推進

## 現状と課題

第3次総合振興計画の推進にあたっては、3か年のローリング方式により、計画の実効性を確保してきました。計画期間である10年の間には、急激な社会経済情勢の変化により、当初計画の調整が必要になることがあります。毎年度、3年間の計画を作成することで、基本理念や将来像の実現に向けた総合的推進や進行管理を行い、町の進むべき方向を見失わないよう施策を調整してきました。

また、第4次総合振興計画の策定に向けて、各分野の施策・事業の達成度評価を行った結果、第3次の計画に掲載された総合計558事業のうち430事業が、完了または概ね順調に進捗しており、77.1%の達成率となりました。

今後は、こうした施策・事業の評価を定期的を実施し、第4次総合振興計画に掲載されたまちづくり構想に則して、順調に進展するようチェック機能を強化する必要があります。

行政改革については、第2次行政改革大綱（平成9年度～13年度）および第3次行政改革大綱（平成15年度～19年度）を策定し、公募制もとり入れた行政改革懇談会や各課横断的な職員体制によるプロジェクトチームを設置して推進してきました。特に、第4次総合振興計画においては、第3次行政改革大綱をその中核的な項目に位置づけ、大綱に記載されている「住民サービスの向上」「住民と行政の協働体制の確立」「コスト意識を持った事務・事業の見直し」「行政組織の活性化」を重点的に推進する必要があります。



## 今後の施策

### ① 総合振興計画の実効性確保

計画の理念に基づいて各分野の施策が遅滞なく推進され、将来像の実現に寄与しているかを、3か年のローリング等により毎年度チェックするとともに、社会情勢の急変等に対応した基本計画の適正な見直しの必要性についても定期的に検討し、第4次総合振興計画の実効性を確保します。

### ② 事務事業の評価・見直し

行政評価など、施策決定時に目標を設定し、客観的指標によってその施策・事業を評価する手法を研究し、導入を推進します。また、事業の公益性や経済性などのチェックを行い、スクラップ&ビルド<sup>\*</sup>の観点から、事業の廃止や終期設定、新たな手法への転換等を積極的に検討します。さらに、新たな課題に即応できる効率的な組織機構の見直しを進めます。

<sup>\*</sup>スクラップ&ビルド＝組織や事業の肥大化を防ぐため、新規事業等を起こす場合には、同等の事業等を廃止するなどして事業単位数を増やさない基本原則

### ③ 民間活力の導入推進

各行政分野で「外部委託推進ガイドライン」の適正な運用を推進します。委託によりコストが抑えられたり、サービスの質の維持・向上が見込める業務は積極的に民間に委ねるとともに、行政の責務として取り組むべき業務を明確化して、行政のスリム化、業務の集中化を進めます。

また、指定管理者制度の適正な運用を図るとともに、PFI<sup>\*</sup>などの新たな民間活力導入手法やNPM<sup>\*</sup>などの行政経営理念を研究し、計画的かつ総合的に行政の効率化や住民サービスの向上をめざします。

<sup>\*</sup>PFI＝Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力および技術的能力を活用して行う手法

<sup>\*</sup>NPM＝ニューパブリックマネジメント。民間企業における経営理念や経営手法などを積極的に導入することにより、行政の経済性、効率性、有効性の向上や住民の満足度の最大化をめざす行政運営理念



## 今後の施策

### ①財源の確保

税負担の公平を期すため、滞納繰越額の削減に努め、また、コンビニ収納など納税しやすい環境を整えます。使用料・負担金等について、受益者負担の原則に立って見直すとともに、ホームページへのバナー\*掲出、封筒への広告スペース提供など、広告収入についてさまざまな方策を検討し、財源の確保に努めます。

※バナー＝インターネットのホームページに貼られている細長い帯状の見出し画像。広告などに利用する。

### ②経常経費の抑制

公共施設の建設に伴う維持管理費、年々増加する補助費等、施設の充実に比例して経常経費も増加してくることから、硬直化した財政を立て直すため、人件費、物件費の抑制について民間委託、指定管理者制度等を検討・実施します。

また、公債費についても、後年度に過度の負担とならないよう、繰上償還や計画的に借入れを行います。

補助金については、公募制の導入を検討するとともに、補助金審査方法の見直しを図り、透明性・公益性を確保します。

### ③財政情報の公表

町の財政状況について、誰もが分かりやすい形で、ホームページや広報を通じて速やかに公表します。

また、バランスシートについても早期に作成し、町の財政事情の理解と計画的な施策の展開等について理解が得られるよう努めます。

### ④国・県に対する税財源配分等の要望

自主財源の不足により、町の財政運営に支障が生じることのないよう、国・県に対し補助金や譲与税など、税財源の適正な配分や、地方交付税制度の充実強化について要望します。

### ⑤公有財産の適正管理

計画的なまちづくりを維持するため、公有財産の適正な管理に努めます。行政目的を明確化するとともに、普通財産の有効活用を図ります。

### 現状と課題

急速な社会情勢の変化や住民ニーズの高度化・多様化に対応するために、単に職員数を増やしていくことは、財政運営にとって大きなマイナスとなるだけでなく、組織の肥大化や硬直化につながり、円滑な行政運営が困難となることが危惧されます。職員の定員については、平成18年度（2006）を初年度とする「定員適正化計画」に基づいて、人員の削減に努めていく必要があります。また、限られた人員で効率的な行政運営を推進するため、「人材育成基本方針」を新たに策定し、職員研修の計画的な実施や職場環境の整備等に努めるなど、職員の個々の能力や士気の向上を図ることが求められます。

近年、地方公務員制度改革の議論がさまざまな方面から進められており、人事管理の方法については、年功序列的な考え方から能力・実績主義的な考え方に推移していくことが予想されます。職員が各々の持てる能力を最大限に発揮できるよう適正な人事配置を行うとともに、その能力や実績に応じた処遇を行うなど、新たな人事評価制度の構築や能力・実績に応じた給与体系の整備などを総合的に進めていくことが必要です。

今後は、これらの課題を解決しつつ、住民から信頼される行政運営を行うために、人事行政の運営に関する情報をわかりやすく公表するとともに、適正な人事管理の推進に努める必要があります。



## 今後の施策

### ①定員管理の適正化

平成19年度（2007）から始まる職員の大量退職を考慮しつつ、行政運営を行う組織として年代間のバランスを逸さないよう、平成18年度（2006）を初年度とした「定員適正化計画」を策定し、人員の削減と定員管理の適正化に努めます。

### ②人材育成の推進

限られた人員での行政運営を行うため、新たに「三芳町人材育成基本方針」を策定し、研修等による職員の個々の能力向上や、職員が能力を余すところなく発揮できるような職場づくりを推進します。



### 現状と課題

地方分権一括法の施行に伴い、国と地方の関係が見直され、従来の中央集権型社会から地方分権型社会へと移行が進んでいます。近年、住民のニーズや価値観がますます多様化、流動化していることから、住民に最も身近な行政（市町村）が地域課題の解決に主体的に取り組み、個性を尊重した地域社会が実現できるよう基礎的自治体の権限を強化するなど、なお一層の地方分権を推進することが求められています。

こうした状況を受けて、国から県、県から市町村へと権限移譲が進められており、町においても平成16年（2004）に「分権推進計画」を作成し、同年「彩の国分権推進自治体」の指定を受けて、計画的に移譲事務の受け入れを進めてきました。今後も住民ニーズに合った施策が国や県に頼ることなく、幅広い分野で実施できるよう、移譲対象となる事務全般について、各行政分野でその内容と効果を積極的に調査・検討し、逐次受け入れていくことが必要です。

一方で、権限移譲に伴う自己決定権の拡充によって、自治体としての責任も増大することから、今後は、町の自主性を活かした責任ある行政運営を進めるために、まちづくりへの住民参画を一層推進していくことが必要です。さらに、事務処理の簡素合理化や組織機構の改革を図るなど、権限移譲に的確に対応できる執行体制の整備が求められます。

## 今後の施策

### ①権限移譲の計画的な受け入れ

県から提示される移譲事務が、町の自立性や住民の利便性の向上に寄与するものであるかなど、内容を調査・検討し、行政の各分野において計画的な受け入れを進めます。また、構造改革特区制度や各種の規制緩和などについても、町の地域特性を考慮しながら、積極的に研究します。

### ②地方分権に伴う事務の効率化

新たな行政需要に即応するため、組織機構の改革や関連事務事業の整理統合を図り、事務処理の効率化を促進します。また、合理的で質の高い行政運営を推進するとともに、新たな事務事業に対応できるよう、職員の専門的知識の修得や政策形成能力の向上に努めます。



### 現状と課題

近年、住民の生活圏の拡大、経済活動の広域化が進む中で、道路交通や環境問題などをはじめ、行政境を越えた広域的な生活課題が増加してきています。

広域行政圏については、10市1町により構成される「埼玉県西部第一広域行政推進協議会※」に属し、広域行政圏計画に基づいて各種広域事業が展開されています。

また、近隣自治体との協定により、図書館や体育施設などの公共施設の相互利用が可能となり、住民の利便性が向上するとともに、ごみ処理や防災などの連携によって住民のくらしの安全・安心を確保してきました。事務レベルにおいても、行政分野ごとに職員による研究会等を日常的に開催して、近隣自治体が共通して抱えるさまざまな問題を調査・研究するなど、広域的な連携を図っています。

今後、地方分権の進展により、自治体にはこれまで以上に地域特性を活かした政策運営能力が求められることから、住民のくらしに共通点をもつ近隣自治体が互いに調整・協力しながら、共同で課題の解決に向けた努力をしていくことが必要です。

※西部第一広域行政推進協議会＝川越市、所沢市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町を構成団体とし、広域行政計画の策定・推進等を目的とした広域の協議会

## 今後の施策

### ① 広域連携の推進

埼玉県西部第一広域行政推進協議会の活動については、行政の効率化に資する広域的な事業を担ってきましたが、平成 23 年で解散となることから、今後は埼玉県南西部地域振興センターを中心とした管内市町の協力体制の強化に努めます。

また、入間東部地区における防災協定や廃棄物処理、公共施設相互利用等のさまざまな相互協定の継続・充実を促進するとともに、特に、緊急時における相互援助体制の強化を

### ② 広域幹線道路の整備促進

県南部を東西に連絡する核都市広域幹線道路や東西交通新システムなどの早期建設について、広域的な共同事業として整備を促進します。

#### ■ 圏域の構成市町

